

## 田辺市議会ペーパーレス会議システム導入・運用業務に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

田辺市議会では、議会運営の活性化、議会活動の効率化、用紙類や印刷費、作業時間等の削減を図るため、閲覧・管理を行うクラウド型のペーパーレス会議システムを導入する。

ペーパーレス会議システムは、製品により性能、機能及びデザイン等が異なることから、価格のみの競争ではなく、事業者の実績、経験、技術力、企画力等が受託事業者としての適格性を有しているかを確認するため、提案書やプレゼンテーションにより広く提案を受け、価格を含めた総合的な評価を行い、本市議会の運営や業務に最も合致した受託事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により決定する。

なお、ペーパーレス会議システム導入対象端末は、iPad Pro 12.9 及びパソコン端末を予定している。

### 2 業務概要

「田辺市議会ペーパーレス会議システム導入・運用業務仕様書」のとおり

### 3 実施形式

公募型プロポーザル方式／随意契約

### 4 提案上限額

令和5年度の本業務に係る費用総額は、535,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）  
上記費用に係る内訳のそれぞれの提案上限額を超える場合は失格となる。

（月額使用料は令和5年9月分から令和6年3月分までの7カ月分）

なお、令和6年度以降の予算は、今後措置する。

《内訳》

ア. 初期料金等	238,000円
物品調達・システム構築・導入試験等のシステム初期設定費用、及び研修料金・マニュアル作成業務などの操作研修費用	
イ. システム月額使用料	297,000円
20ライセンスのシステム使用（保守）業務に要する費用（容量は1GB以上）	

### 5 スケジュール

本公募型プロポーザルにおける実施スケジュールは以下のとおりである。

- (1) 公募開始 令和5年4月27日（木）
- (2) 質問の受付 令和5年5月12日（金）午後5時まで（時間厳守）
- (3) 質問の回答日 令和5年5月18日（木）予定

- (4) 実施要項等の交付 令和5年5月25日(木)まで
- (5) 参加意向申出書提出期限 令和5年5月25日(木)午後5時15分まで(時間厳守)
- (6) 提案書提出期限 令和5年5月31日(水)17時15分まで(時間厳守)
- (7) プレゼンテーションの実施 令和5年6月上旬予定
- (8) 審査結果通知日 令和5年6月中旬予定
- (9) 契約交渉・契約 令和5年7月初旬

## 6 参加資格

本件公募型プロポーザルに参加できる者は、参加申込時点において、次の要件全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 平成30年度以降に、地方議会又は地方自治体における同種事業の実績があること。
- (5) この公告の日以後契約を締結する日までの間において、田辺市から入札に関する指名停止措置を受けている者でないこと。
- (6) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団の構成員を役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者でないこと。
- (8) 令和5・6年度「田辺市物品等入札参加者登録者名簿」に登載された者であること。  
又は、未搭載の者にあつては、参加を希望する場合は、参加意向申出書と併せて次の書類を提出すること。

なお、未搭載の者が契約相手方となった場合は、次期の追加登録申請期間(令和5年8月)に必ず登録申請を行うこと。

- (ア) 国税納税証明書(その3の3)
- (イ) 印鑑証明書
- (ウ) 登記簿謄本
- (エ) 誓約書【様式15】

※(ア)(イ)(ウ)については、申請日以前3か月以内に発行されたものに限る。写し可。

## 7 質問対応に関する事項

質問がある場合は、次のとおり行うこと。

(1) 受付期間

令和5年5月12日(金)午後5時まで(必着)

(2) 提出方法

質問書(任意様式)を「17の担当部局」に電子メールで送付すること。

電子メール以外(電話等)での質問は、受け付けない。

(3) 質問書送付先

メールアドレス:gikai@city.tanabe.lg.jp(田辺市議会事務局)

件名は、「【質問】田辺市議会ペーパーレス会議システム導入・運用業務」とすること。

質問書発信後、電話による受信確認を行うこと。

受信確認は、上記受付期限までの執務時間内(平日の8時30分から午後5時15分まで)とする。

(4) 質問への回答

質問書の提出者に電子メールにより回答するとともに、質問者の会社名等を伏せた形で田辺市公式ホームページに公表する。

## 8 参加意向申出書の提出

参加を希望し、参加資格を満たす者は、次のとおり書類を提出すること。

なお、期限までに参加意向申出書の提出がない者は、本プロポーザルに参加することができない。

(1) 提出期限

令和5年5月25日(木)午後5時15分まで(時間厳守。郵便の場合は必着)

(2) 提出方法

持参、若しくは郵便

※持参による提出は、田辺市役所の執務時間内(平日の8時30分から17時15分まで)に限る。

※郵便による場合は、必ず受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(3) 提出先

「17の担当部局」まで

(4) 提出書類

	提出書類	様式等	部数	注意事項
1	参加意向申出書	様式1	1部	代表者印、社印を押印したもの
2	会社概要	任意	1部	社名、本社の所在地、代表者の氏名、設立年月日、財務概況(資本金、売上高)従業員数、業務内容等の記載のあるもの
3	参加資格確認書	様式2	1部	代表者印、社印を押印したもの

4	国税納税証明書 (その3の3)	—	1部	令和5・6年度「田辺市物品等入札参加者登録者名簿」に未登載の者は提出すること。 (4)(5)(6)は、申請日以前3か月以内に発行されたものに限る。写し可。
5	印鑑証明書	—	1部	
6	登記簿謄本	—	1部	
7	誓約書	様式15	1部	

## 9 提案書の提出

本件に参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。

### (1) 提出期限

令和5年5月31日(水)17時15分まで(時間厳守。郵送の場合必着)

### (2) 提出方法

持参、若しくは郵便(FAX及び電子メールでの提出は不可)

※持参による提出は、田辺市役所の執務時間内(平日の8時30分から17時15分まで)に限る。

※郵便による場合は、必ず受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

### (3) 提出書類 (正本1部、副本5部)

提出書類は次の①から⑩の順に、各ページの下に通し番号を振り、A4縦長左側ホッチキス綴じ(両面印刷可)により提出すること。

なお、⑩システムの概要(操作方法等が分かるもの)は別冊とすること。

#### ① 提案書【様式4】

#### ② 見積書【様式5】及び見積内訳書【任意様式】

※ 見積書【様式5】の合計見積金額は、「ア.初期料金等」及び「イ.システム月額使用料」の合計を記載すること。(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

なお、「ア.初期料金等」及び「イ.システム月額使用料」のそれぞれの提案上限額を超える場合は失格とする。

※ 見積内訳書には、次の「ア.初期料金等」及び「イ.システム月額使用料」の各実施業務に係る費用がわかる見積明細書を備え付けること。(様式は任意)

ア. 初期料金等

令和5年度

イ. システム月額使用料

令和5年9月1日から令和6年3月31日まで

#### ③ 業務経験・実績調書【様式6】

#### ④ システム内容(全体)に関する調書【様式7】

#### ⑤ システム内容(文書登録)に関する調書【様式8】

#### ⑥ システム内容(文書閲覧・検索)に関する調書【様式9】

#### ⑦ システム内容(会議運営)に関する調書【様式10】

#### ⑧ 運営支援体制に関する調書【様式11】

⑨ セキュリティ・危機管理体制に関する調書【様式 12】

⑩ データセンター要件確認書【様式 13】

⑪ システムの概要（操作方法等が分かるもの）【任意様式】

注）提出する書類の文字は、読みやすいサイズ（10.5 ポイント以上推奨）とする。

注）様式によらない図表等については、関連する様式の後に配置すること。

なお、図表等はA 4とする。

#### （4）提出場所

「17 の担当部局」まで

#### （5）留意事項

- ・ 企画提案は、1 提案者につき 1 提案とし、複数の提案による提出は認めない。
- ・ 提出期限以降の企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- ・ 見積書には消費税及び地方消費税相当額を含む金額を記載すること。
- ・ 企画提案書等の提出後、その内容について不明点等があった場合、本市より質問する場  
合があるので、誠実に対応すること。

### 10 評価項目及び配点

別紙 1 の「田辺市議会ペーパーレス会議システム導入・運用業務に係る評価項目及び配点」  
の「1 評価項目及び配点」に記載のとおり

### 11 プレゼンテーションに関する事項

提案する業務システム等のプレゼンテーションを実施すること。

#### （1）実施日

6 月上旬（予定）

#### （2）実施場所

田辺市役所本庁舎 4 階 議会会議室（予定）

#### （3）実施時間

1 提案者につき 30 分程度（プレゼンテーション 20 分程度、質疑応答 10 分程度）とする。

#### （4）出席者

1 提案者につき 3 名までとする。

#### （5）留意事項

実施日時等プレゼンテーションの具体的な内容等は該当者に別途通知する。

プレゼンテーションは、オンラインでのテレビ会議等を利用してリモートで実施するこ  
とができる。

リモートで実施する場合は、令和 5 年 5 月 31 日（水）までに「17 の担当部局」に申し出  
ること。

## 12 選考方法

- (1) 審査は、非公開で行う。
- (2) 田辺市議会で設置する選定委員会において、提案書及びプレゼンテーションの内容等を基に、評価項目により審査し、受託候補者を選定する。
- (3) 提案者は、別紙1の「田辺市議会ペーパーレス会議システム導入・運用業務に係る評価項目及び配点」の「1 評価項目及び配点」に記載している評価項目について、的確に要点を捉え提案書を作成すること。また、システムの概要（任意様式）も添付し、直感的に分かりやすい提案を行うこと。
- (4) 提出期限までに提案書の提出がない場合は、提案参加の意思がないものとみなす。
- (5) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を受託候補者とし随意契約の交渉を行う。  
ただし、その者と合意に至らない場合は、評価点の高い順に交渉を行う。
- (6) 評価点の合計が同点の場合は評価選定委員会の多数決により順位を決定する。
- (7) 評価点が基準点全体の60%未満の場合は、交渉権者として選定しない。
- (8) 参加者が1者であっても評価点が全体の60%以上であれば随意契約の交渉を行う。
- (9) 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格とする。
  - ア 参加申込がされていない又は参加資格の審査により参加不可となった者
  - イ 提出期限を過ぎて提案書を提出した者
  - ウ 提出書類に虚偽の内容を記載している者（ただし、軽微なものを除く。）
  - エ 各委員からの質問に対して回答しなかった者
  - オ 審査の公平性を害する行為があったと評価選定委員会が認めた者
  - カ 見積書の金額が予算上限額を超えている者

## 13 選考結果の通知・公表

- 選考結果は、受託候補者が決定後、提案書を提出した全員に対し、通知する。  
なお、審査の経緯及び内容に関しては、いかなる問い合わせにも応じない。  
また、選定結果に対する異議等は一切受け付けない。

## 14 提出書類について

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 提出された書類はこの公募型プロポーザルに係る審査以外には使用しない。  
ただし、情報公開請求があった場合には、田辺市情報公開条例に基づき対応するので第三者に開示する場合がある。
- (3) 提出後の訂正・差替えは、軽微なものや市から指示があった場合を除き認めない。

## 15 契約条件

- (1) 本市は、受託候補者と業務契約の締結に関して必要な協議・交渉を行う。受託事業者

は、契約交渉及び市の内部手続きを経た上で決定するものであって、交渉権者の選定結果をもって本事業請負先を決するものではない。

(2) 契約内容は、仕様書の内容を尊重し本市と交渉権者が協議のうえ決定するが、変更せざるを得ない事項が生じた場合は、その内容に限定されることなく双方で協議し、その決定に従うものとする。

(3) 受託候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は受託候補者の本提案における失格事由若しくは不正と認められる行為が判明した場合は、順次、次の順位以降の者を繰り上げて、その者と契約の交渉を行う。

(4) 委託事業の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。

(5) 委託事業の実施に際して個人情報を取得したときは、田辺市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年条例第32号）の規定に基づきこれを適切に取り扱うものとする。

(6) その他契約に関する条項は田辺市契約規則による。

## 16 その他

(1) この公募型プロポーザルにかかる費用はすべて参加者の負担とする。やむを得ない理由によりこの公募型プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を田辺市に請求することはできない。

(2) 参加意向申出書の提出後に参加を辞退する場合は【様式14】辞退届を提出すること。

(3) 提案書の著作権は、その提案書を作成した者に帰属するものとするが、契約相手となった者の提案書については、事前に通知することにより、田辺市が無償で使用できるものとする。

## 17 担当部局（問い合わせ先）

田辺市議会事務局 坂本、松本

〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1番地

メールアドレス：gikai@city.tanabe.lg.jp